

遺言書 (*1)

遺言者 法務太郎 (*2) は、以下のとおり遺言する。

第1条 次の不動産を妻 法務花子 (昭和19年5月7日生) に相続させる。 (*3)

(1) 土地 (*4)

所在地	在	甲府市丸の内1丁目
地番	番	1000番1
地目	目	宅地
地積	積	123.45㎡

(2) 建物

所在地	在	甲府市丸の内1丁目1000番地1
家屋番号	号	1000番1
種類	類	居宅
構造	造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床面積		1階 65.43㎡ 2階 45.67㎡

第2条 次の財産を長男 法務一郎 (昭和44年3月24日生) に相続させる。

(1) 普通預金

別紙1のとおり (*5)

(2) 株式

株式会社法務商事 (本店 大月市御太刀2丁目
丁目8番10号) の普通株式全部

第3条 次の自動車を長男の妻 法務書子 (昭和43年1
2月11日生) に遺贈する。 (*6)

別紙2のとおり

856

第4条 次の預金を甲府市愛国東3丁目~~999~~⁸⁵⁶番99号社
会福祉法人愛国に遺贈する。 (*7)

株式会社甲府銀行 丸の内支店
口座番号9876543の定期預金全部

第5条 祖先の祭祀の主宰者として、長男 法務一郎を指定する。(*8)

第6条 この遺言の執行者として、次の者を指定する。(*9)

住 所 南巨摩郡富士川町鵜沢1760番地1
氏 名 司法正子
生年月日 平成8年11月20日生

「付言」(*10)

私は、妻の花子と長男の一郎、一郎の嫁書子さん、そしてかわいい孫たちに恵まれて、幸せな人生を送ることができました。心から感謝しています。

花子には自宅の土地と建物を残すことにしました。気兼ねなく老後を過ごしてもらいたいからです。この土地と建物だけで法定相続分を超えていると思いますが、一郎はお母さんに対して遺留分を請求することのないようにしてください。いずれは一郎のものになるのです。

一郎には父親としてできるかぎりの援助はしたつもりですが、書子さんには私の病気のために介護の苦勞までさせてしまい、申し訳なく、心から感謝しています。書子さんに私の大切にしていた自動車を遺贈したのは、そういう気持ちからです。不満もあるでしょうが、理解してください。

最後に、家族みんなが仲良く暮らしていくことを心から願っています。

令和7年5月1日(*11)

遺言者(*12)

甲府市丸の内1丁目1番18号

法務太郎(印)

昭和17年5月25日生

上記第4条中、削除3字加入3字 法務太郎(*13)

2 / 4

※(*1)～(*13)の説明は、【見本1-②】を見て参考にしてください。

別紙 1

〇〇銀行

ホーム タロウ サマ

店番号 〇〇〇〇口座番号

〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇



株式会社 〇〇銀行（金融機関コード 〇〇〇〇）

お取扱店 〇〇〇支店

法務 太郎



自動車検査証											

法務 太郎 印

※（*1）～（*13）の説明

- （*1）「遺言書（いごんしょ、ゆいごんしょ）」と書くことで、誰が見ても「これは遺言」とわかります。
- （*2）遺言する方の名前を書きます。名前は、戸籍にのっている文字で正しく書きます。ペンネームなど本名と違う名前を書いたり、省略した文字を書いたりしないようにしましょう。
- （*3）「相続させる」という言葉は、遺言者にとっての「相続人」だけに使えます。例（*6）や（*7）は、遺言者法務太郎にとって「相続人」ではないので、「遺贈（いぞう）する」という言葉を使っています。
- （*4）不動産の書き方は、例にあるとおりに「登記されている」内容にしましょう。遺言者が亡くなった後、この遺言書で名義の書換えをしますが、書いた内容が不十分又は間違っていた場合、この遺言書が登記で使えないことがあります。また、全部書くのがたいへんな場合には、「登記事項証明書（登記簿謄本）」や「登記済証（登記識別情報通知）」のコピーなどを使います。
- （*5）「別紙1のとおり」は、上の（*4）のまた書きの場合と同じで、預金通帳のコピーを使っている例です。なお、例（*7）のように「銀行名（支店名）」、「口座の種類、番号」を書いてもよいでしょう。
- （*6）上記（*3）を参照してください。
- （*7）お世話になった法人に遺言者の預金を遺贈する例です。この場合、受け取る法人の住所や名前は、登記されているものと同じにしてください。また、遺言を書く前にこの法人に対して、「遺贈する」ことを伝え、了解をもらっておくとよいでしょう。

- (* 8) これは、遺言者が亡くなった後、お墓やお仏壇の管理などを任せたいときの例です。
- (* 9) 遺言執行者を指定すると、遺言者が亡くなった後、遺言書に書かれた内容をスムーズに手続することができます。指定しない場合には、遺言者の相続人全員で手続をする必要があります。
- (* 10) 「付言（ふげん）」は、書くのは自由です。また、書かれていても法律的には何も効果はありませんが、残された人たちが遺言者の気持ちを読むことができます。
- (* 11) 日付は、遺言書を全部書いてから入れるようにしましょう。また、必ず年月日でなければならず、「吉日」とか「大安日」とかは使えませんし、年・月・日のどれかが欠けていると遺言が無効になります。
- (* 12) 遺言者が誰かを特定するために必要な事項です。絶対に「氏名」と「印」は必要ですが、例にある「住所」や「生年月日」はなくてもかまいません。しかし、法務局や銀行などで遺言書を使う場合には、「住所」と「生年月日」があるほうがよいでしょう。なお、「印」は認印でも実印でもよいですが、いわゆる「シャチハタ」は使わない方がよいでしょう。
- (* 13) 遺言書の「第4条」に訂正があった場合の例です（999⇒856）。

訂正は、まず、訂正する文字「999」を二重線で消し、加えるのであれば、挿入記号を使って加える文字「856」をその上に書きます。そして、「印」をその訂正したところに押します。その後、訂正した場所と訂正した字数を余白に書き、署名します。訂正の方法が正しくないと、訂正したところが無効になる場合があります。

遺言書 (*1)

遺言者 法務太郎 (*2) は、以下のとおり遺言する。

第1条 私の全財産 (*3) を妻 法務花子 (昭和19年5月7日生) に相続させる。 (*4)

第2条 この遺言の執行者として、妻 法務花子を指定する。 (*5)

第3条 私は、妻 法務花子が私に先立って、又は私と同時に死亡したときは、妻 法務花子に相続させたとした財産を、長男 法務一郎 (昭和49年9月10日生) に相続させる。

この場合の遺言の執行者として、長男 法務一郎を指定する。 (*6)

令和7年5月1日 (*7)

遺言者 (*8)

甲府市丸の内1丁目1番18号

法務太郎 印

昭和17年5月25日生

1 / 1

※ (*1) ~ (*8) の説明は、【見本2-②】を見て参考にしてください。

※ (*1) ~ (*8) の説明

- (*1) 「遺言書 (いごんしょ、ゆいごんしょ)」と書くことで、誰が見ても「これは遺言」とわかります。
- (*2) 遺言する方の名前を書きます。名前は、戸籍にのっている文字で正しく書きます。ペンネームなど本名と違う名前を書いたり、省略した文字で書いたりしないようにしましょう。
- (*3) 「全財産」とは、遺言者が亡くなったときに有していた一切の財産 (=プラスの財産、マイナスの財産) になります。
- (*4) 「相続させる」という言葉は、遺言者にとっての「相続人」だけに使えます。「相続人でない者」には、「遺贈 (いぞう) する」という言葉を使いましょう。
- (*5) 遺言執行者を指定すると、遺言者が亡くなった後、遺言書に書かれた内容をスムーズに手続することができます。指定しない場合には、遺言者の相続人全員で手続をする必要があります。
- (*6) この文は「予備的遺言」といいます。この文がないと、遺言者より先に又は同時に例にある第1条の「妻」が亡くなり、遺言書の書換えなどをせずに遺言者が亡くなった場合、この遺言書自体が無意味となります。
- (*7) 日付は、遺言書を全部書いてから入れるようにしましょう。また、必ず年月日でなければならず、「吉日」
とか「大安日」とかは使えませんし、年・月・日のど
れかが欠けていると遺言が無効になります。
- (*8) 遺言者が誰かを特定するために必要な事項です。絶

対に「氏名」と「印」は必要ですが、例にある「住所」や「生年月日」はなくてもかまいません。しかし、法務局や銀行などで遺言書を使う場合には、「住所」と「生年月日」があるほうがよいでしょう。なお、「印」は認印でも実印でもよいですが、いわゆる「シャチハタ」は使わない方がよいでしょう。